

昭和二十二年七月三十一日付 國務省告不第十五卷第三六号

抜萃

(九十五頁、九十七頁)

國際聯合

原子力委員會集會の件

米國覺書第一

原子力の管理と改良

米國代表は、^{（昨午開かれたる）}本委員會分科會、^{（第一回）}集會の際、議書

の表明せる見解及び同分科會諸委員の意見の說明に對し

詳細之を檢訂せる結果、本分科會議長の勸告の如

此の問題は、^{（堅實）}且非僅に了解次第を與ふるものより結論に

海道若は陸奥灣に歸還することあり」

一四 機動部隊内地發航。后同部隊に對する天氣諜報及各種の情報は 軍令部より發信されました、私が主としてかゝる情報の起案に當つたのであります、私の記憶によれば、十二月六日の夕刻だつたと思ひますが作戰課長富岡大佐は私に對して「機動部隊は布哇に向つて進撃してゐるが何時引返へせといふ命令が來るかと思つて非常に不安に思つてゐるだらう、現在の情況では日米間の交渉は妥結する見込はないと言へるからそのことを言つてやつたらいゝだらう」と言はれました、私はそこでその時起案してゐた電報に次の意味を附加しました「日米交渉妥結の見込なし」後日私は當時の機動部隊參謀長だつた草尾少將から聞いた所によりますと作戰中止の電報が遅れて間に合はない様なことになつたり又はその電報を受け漏らしたりする様なことがないかと非常に心配したと。

一五 布哇作戰に参加した潜水艦は航空攻撃が開始されたことを知るまでは攻撃を控える様に命令されておりました、その唯一の理由は潜水艦が潜つて居つて最後の土壇場になつて交渉が成功した爲に作戰を中止す

海道若は陸奥灣に歸還することあり」

一四 機動部隊内地發航。后同部隊に對する天氣諜報及各種の情報は 軍令部より發信されました、私が主としてかゝる情報の起家に當つたのであります、私の記憶によれば、十二月六日の夕刻だつたと思ひますが作戰課長富岡大佐は私に對して「機動部隊は布哇に向つて進撃してゐるが何時引返へせといふ命令が來るかと思つて非常に不安に思つてゐるだらう、現在の情況では日米間の交渉は妥結する見込はないと言へるからそのことを言つてやつたらいいだらう」と言はれました、私はそこでその時起草してゐた電報に次の意味を附加しました「日米交渉妥結の見込なし」後日私は當時の機動部隊參謀長だつた草鹿少將から聞いた所によりますと作戰中止の電報が遲れて間に合はない様なことになつたり又はその電報を受け漏らしたりする様なことがないかと非常に心配したと。

一五 布哇作戰に参加した潜水艦は航空攻撃が開始されたことを知るまでは攻撃を控える様に命令されてゐました、その唯一の理由は潜水艦が潜つて居つて最後の土壇場になつて交渉が成功した爲に作戰を中止す

(1) 原子力の管理及^{開發}改~~進~~は國家間に於て

行はるべきであり、現在の目的に従ひ「原子力改^{開發}進本部」

と稱する機關に之を委任するある。

(12) 原子^力改~~進~~本部は之に對する特權^{憲章}認許~~裁~~式~~と~~

^{若干}數條の重要な附帶條項を含む條約に基き

設置される。

(13) 本條約前文に於て次の諸原則を明記する。

一、國際聯合憲章前文及第一章規定の目的を

原則による國際間の平和と安全の保持。

海道若は陸奥灣に歸還することあり」

一四 機動部隊内地發^航 后同部隊に對する天氣録報及各種の情報は 軍令部より發信されました、私が主としてかゝる情報の起家に當つたのであります、私の記憶によれば、十二月六日の夕刻だつたと思ひますが作戰課長富岡大佐は私に對して「機動部隊は布哇に向つて進軍してゐるが何時引返へせといふ命令が來るかと思つて非常に不安に思つてゐるだらう、現在の情況では日米間の交渉は妥結する見込はないと言へるからそのことを言つてやつたらいいだらう」と言はれました、私はそこでその時起家してゐた電報に次の意味を附加しました「日米交渉妥結の見込なし」後日私は當時の機動部隊參謀長だつた草尾少將から聞いた所によりますと¹作戰中止の電報が遅れて間に合はないう事なことになつたり又はその電報を受け漏らしたりする事なことがないかと非常に心配した^と。

一五 布哇作戰に参加した潜水艦は航空攻撃が開始されたことを知るまでは攻撃を控える様に命令されてゐました、その唯一の理由は潜水艦が潜つて居つて最後の土壇場になつて交渉が成功した爲に作戰を中止す

ニ、原子力兵器使用に對する ^{各國}國民の防衛。

三、世界人類の福祉と生活水準を高めざるの科學と

文化に與る樂せんとする目的を以て、原子力及 ^核副産物を

^{開發}改進し且、広く利用に供する事。

右の目的達成のため

四、^カ國家間の協働、原子力 ^{開發}改進及管理の國

際的機關 ^の國際的實施組織の實現。

(一) ^右條約に次の條文 ^{内容を}を包含す。

一、^{保証}安全委員会、一般總會、國際裁判所その他

國際聯合諸機關と ^力原子力 ^{開發}本部との關係の規定。

海道若は陸奥灣に歸還することあり」

一四 機動部隊内地發航。后同部隊に對する天氣諜報及各種の情報は 軍令部より發信されました。私が主としてかゝる情報の起案に當つたのであります。私の記意によれば、十二月六日の夕刻だつたと思ひますが作戰課長富岡大佐は私に對して「機動部隊は布哇に向つて進撃してゐるが何時引返へせといふ命令が來るかと思つて非常に不安に思つてゐるだらう、現在の情況では日米間の交渉は妥結する見込はないと言へるからそのことを言つてやつたらいいだらう」と言はれました。私はそこでその時起案してゐた電報に次の意味を附加しました「日米交渉妥結の見込なし」後日私は當時の機動部隊參謀長だつた草鹿少將から聞いた所によりますと「作戰中止の電報が遅れて間に合はない様なことになつたり又はその電報を受け漏らしたりする様なことがないかと非常に心配した」と

一五 布哇作戰に参加した潜水艦は航空攻撃が開始されたことを知るまでは攻撃を控える様に命令されておりました。その唯一の理由は潜水艦が潜つて居つて最後の土壇場になつて交渉が成功した爲に作戰を中止す

三、原子力^{開発}本部と^各国間の、その原子力管理機関

と含んだ相互^的の権利及義務の規定。

三、現下の^{能心}状態から移行し、原子力^{開発}本部が原子力

管理を^{実施}するに到る^止の前後諸段階措置の調整

四、原子力兵器の^{国家}又^{個人}による所有、製造

及び使用を^{禁止}する^{適用}の^{適用}外^の運送^の時期及び条件の明示。

五、^{国際}上の犯罪、^{違反}行為の^{規定}及び

かかる^{違反}行為に^対する^{制裁}の^{明示}。

六、^{條約}の^{調印}、^{批准}、^{実施}及び^{改正}に^関する^{規定}

海道若は陸奥灣に歸還することあり」

一四 機動部隊内地發航 后同部隊に對する天氣諜報及各種の情報は 軍令部より發信されました、私が主としてかゝる情報の起案に當つたのであります、私の記憶によれば、十二月六日の夕刻だつたと思ひますが作戰隊長富岡大佐は私に對して「機動部隊は布哇に向つて進軍してゐるが何時引返へせといふ命令が來るかと思つて非常に不安に思つてゐるだらう、現在の情況では日米間の交渉は妥結する見込はないと言へるからそのことを言つてやつたらいいだらう」と言はれました、私はそこでその時起案してゐた電報に次の意味を附加しました「日米交渉妥結の見込なし」後日私は當時の機動部隊參謀長だつた草鹿少將から聞いた所によりますと「作戰中止の電報が遅れて間に合はない様なことになつたり又はその電報を受け漏らしたりする様なことがないかと非常に心配した」と

一五 布哇作戰に参加した潜水艦は航空攻撃が開始されたことを知るまでは攻撃を控える様に命令されてゐました、その唯一の理由は潜水艦が潜つて居つて最後の土壇場になつて交渉が成功した爲に作戰を中止す

七、必要なる場合には、国際連合憲章の修正。

(ホ) 原子力^{開発}本部に關する規定に於て、同本部の目的に
の憲章十

次の如く規定される。

一、多數の人心を殺戮^{目的のための}兵器^{兵器}、原子力の所有生産、

使用の禁止。

二、有益無害なる原子力の使用の助成。

三、世界の安全に關し、危険と目される凡この原子力

活動に對し、その管理權^又所有權の所有。

四、其他、凡ゆる原子力活動の管理、^{検査}及許可。

五、原子力研究及^{開発}促進の促進。

戦準備より第一開戦準備に復帰せしめるといふことが述べられてあり
ました。

「情況の大きな変化」とは勿論日米交渉のことを意味するのでありま
す。「第二開戦準備より第一開戦準備に復帰せしめる」とは艦隊命令
第一號に示された如く敵對を開始すべき作戦地域より待機地點まで艦
隊兵力の後退することを意味するのであります。従つて日米間の問題
が友交的に解決するといふ様な情況の大変化があつた場合には我海軍
兵力は第一開戦準備の狀態にまで歸る様に定められてゐたのでありま
す、即ち機動部隊は十二月三日夕刻の待機地點である北緯四二度西經
一七〇度に引返へすことになつてゐたのであります。第二開戦準備は機
動部隊が一九四一年十二月六日以後布哇海域に進出する時に實施され
ることになる譯であります。更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には
次の様な條項が附けられてあります。「機動部隊は對米交渉が妥結に
達したならば展開位置より直に歸還し得る様に行動せよ」十一月二十
三日附機動部隊命令第一號の第四項には次の様に言つてあります、
「情況により進軍の途上に於て作戦行動を中止して當部隊は單に北

戦準備より第一開戦準備に復帰せしめるといふことが述べられてあり
ました。

「情況の大きな變化」とは勿論日米交渉のことを意味するのでありま
す。「第二開戦準備より第一開戦準備に復帰せしめる」とは艦隊命令
第一號に示された如く敵對を開始すべき作戦地域より待機地點まで艦
隊兵力の後退することを意味するのであります。従つて日米間の問題
が友交的に解決すると、この様な情況の大變化があつた場合には我海軍
兵力は第一開戦準備の狀態にまで歸る様に定められてゐたのでありま
す、即ち機動部隊は十二月三日夕刻の待機地點である北緯四二度西徑
一七〇度に引返へすことになつてゐたのであります。第二開戦準備は機
動部隊が一九四一年十二月六日以後布哇海域に進出する時に實施され
ることになる譯であります。更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には
次の様な條項が附けられてあります。「機動部隊は對米交渉が妥結に
達したならば展開位置より直に歸還し得る様に行動せよ」十一月二十
三日附機動部隊命令第一號の第四項には次の様に言つてあります、
「情況により進軍の途上に於て作戦行動を中止して當部隊は單に海北

六、以上の研究及^{開発}改定から得る利益は、各国が

本部を支持し^{この}條約^{及び憲章}に其の義務を^{遵守}し、道に^限り

その全人民が利用し得る事と保證する。

(ハ) ^{憲章} 以下掲げる標題^{の内容をも} 問題と裁定

^{具体的} 特別條規も包含する

一、原子力の^{開發}改定本部の任務及権限。

~~本部の任務~~ 本部は次に挙ぐる権限を

賦與され^{この}通用の様式は憲章下に規定する。

^{ウラン、トリウム、その他原子力の源泉となるべき、如何なる物質でもが}
原料、副産物、^{人並み製造する}処理品その他如何なる^形種~~類~~を問はず

且、^{程の量をも}産地を問はず、危険性を有する^{原子力の}原子力の^{存在する}存在する時は、

戦準備より第一開戦準備に復帰せしめるといふことが述べられてあり
ました。

「情況の大きな變化」とは勿論日米交渉のことを意味するのでありま
す。「第二開戦準備より第一開戦準備に復帰せしめる」とは艦隊命令
第一號に示された如く敵對を開始すべき作戦地域より待機地點まで艦
隊兵力の後退することを意味するのであります。従つて日米間の問題
が友交的に解決するといふ様な情況の大變化があつた場合には我海軍
兵力は第一開戦準備の状態にまで歸る様に定められてゐたのでありま
す、即ち機動部隊は十二月三日夕刻の待機地點である北緯四二度西徑
一七〇度に引返へすことになつてゐたのであります第二開戦準備は機
動部隊が一九四一年十二月六日以後布哇海域に進出する時に實施され
ることになる譯であります更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には
次の様な條項が附けられてありました「機動部隊は對米交渉が妥結に
達したならば展開位置より直に歸還し得る様に行動せよ」十一月二十
三日附機動部隊命令第一號の第四項には次の様に言つてありました、
「情況により進軍の途上に於て作戦行動を中止して當部隊は單に海北

本部は之を
他凡ゆる物資を完全且独占的管理
又

所有する。

(12) 上記^{及びその他}取引以外の任務と権限を本部が正當に行使する事。

全世界に亘り原子力の源泉の調査且検査する事。

(11) 原子力^{開發}本部による不明不白す、以て一三五、

その他^{前項の性質}の難物^{の生産のための手段と}獲得組成所有及び

独立の生産^{に使用すること}を爲し[！]に及ぶ。本部の任務と

達成するに足る^{の量}の^{の山}供給源を保持する事、

(2) 原子力に関する^{の世に}便宜或は活動^のを、
當本部の管理を^は危険

と認めざる^と決定し、且つ之等の^の監視し全面的に
管理する。

戦準備より第一開戦準備に復帰せしめるといふことが述べられてあり
ました。

「情況の大きな変化」とは勿論日米交渉のことを意味するのでありま
す。「第二開戦準備より第一開戦準備に復帰せしめる」とは艦隊命令
第一號に示された如く敵對を開始すべき作戦地域より待機地點まで艦
隊兵力の後退することを意味するのであります。従つて日米間の問題
が友交的に解決するといふ様な情況の大変化があつた場合には我海軍
兵力は第一開戦準備の状態にまで歸る様に定められてゐたのでありま
す、即ち機動部隊は十二月三日夕刻の待機地點である北緯四二度西徑
一七〇度に引返へすことになつてゐたのであります。第二開戦準備は機
動部隊が一九四一年十二月六日以後布哇海域に進出する時に實施され
ることになる譯であります。更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には
次の様な條項が附けられてあります。「機動部隊は對米交渉が妥結に
達したならば展開位置より直に歸還し得る様に行動せよ」十一月二十
三日附機動部隊命令第一號の第四項には次の様に言つてあります。
「情況により進撃の途上に於て作戦行動を中止して當部隊は單冠灣北

且、便宜乃至行動の凡そを監視し、完全な管理を要す。

(ホ) その他、原子力資源となる物質を所有、利用又は生産する凡ゆる

便宜^{及び}原子力^{又は}利用^{又は}生産し、又は利用^{又は}生産を可能ならしむる

凡ゆる行動に、何等の妨害を及ぼさざる事と接近し、取締り許す。及

監視の権限を有する事。

(ニ) 原子爆薬の分野に於ける研究の独占権を有する事。

(ハ) 本部の許可、その他適當な取締りに基き、福祉目的の

為、原子力の安全なる使用^{と一般的}及び^{と一般的}利用に供する事。

促進する事。

(四) その他、^{憲法}條約及^{憲法}法律に基き、必要なる行動を取り、規則條令

制定の権限を有する事。

戦準備より第一開戦準備に復帰せしめるといふことが述べられておりました。

「情況の大きな変化」とは勿論日米交渉のことを意味するのであります。第一第二開戦準備より第一開戦準備に復帰せしめる」とは艦隊命令第一號に示された如く敵對を開始すべき作戦地域より待機地點まで艦隊兵力の後退することを意味するのであります。従つて日米間の問題が友交的に解決するといふ様な情況の大変化があらつた場合には我海軍兵力は第一開戦準備の状態にまで歸る様に定められてゐたのであります。即ち機動部隊は十二月三日夕刻の待機地點である北緯四二度西經一七〇度に引返へすことになつてゐたのであります。第二開戦準備は機動部隊が一九四一年十二月六日以後布哇海域に進出する時に實施されることとなる譯であります。更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には次の様な條項が附けられてあります。「機動部隊は對米交渉が妥結に達したならば展開位置より直に歸還し得る様に行動せよ」十一月二十三日附機動部隊命令第一號の第四項には次の様に言つてあります。「情況により進軍の途上に於て作戦行動を中止して當部隊は單に海北